本庄市
農業委員会
広報紙

令和６年10月15日発行　第14号

本庄あぐりじゃーなる

HONJO AGRI JOURNAL

本庄市万年寺在住の山本（やまもと）　萌衣（もえ）さん（左）・颯汰（そうた）さん（右）ご姉弟は、祖父母、父と一緒にハウスできゅうりを４０アール栽培しています。

萌衣さんは就農３年目、颯汰さんは就農２年目の若手農業者です。

「きゅうり一本一本を観察しながら成長に合わせて手を掛ける、とても楽しい仕事です。手塩に掛けて育てた美味しいきゅうりをたくさんの方に食べていただきたいですね」と颯汰さんは話しています。

取材：塩原圭一郎 農業委員

農地中間管理事業を利用しましょう

農地中間管理事業は、農地の賃貸借等により、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が農地所有者から農地を長期的に借り受け、経営規模拡大に必要な農地をできるだけ集約して、意欲のある耕作者に貸し付ける事業です。

公的機関である農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が間に入るので、安心して農地の貸し借りができます。

農地の貸借契約が期間満了を迎える方や経営規模の見直し、リタイアを考えている方は、農業委員会事務局（☎0495-25-1179）へご相談ください。なお、この事業は農地の貸し借りを行うものであり、所有権は移転しません。

農地中間管理事業の仕組み

農地所有者

借受

農地中間管理機構
（埼玉県農林公社）

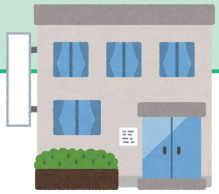

貸付

耕作者

農地所有者と耕作者は農地中間管理機構と貸借契約をする

連携・協力

市町村・ＪＡ等

《農地所有者のメリット》

- 契約期間を原則10年とし、契約に基づいた賃料が農地中間管理機構から必ず入ります。
- 契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- 契約途中で農地を返されても、最長２年間は農地中間管理機構が、農業委員会と連携して、次の耕作者を探します。

《耕作者のメリット》

- 経営規模の拡大や将来の農地の集約化、労力・コスト軽減につながります。
- 長く継続して借りられます。
- 賃料の支払いが農地中間管理機構に一本化されるので、煩雑な支払い手続きがなくなります。

農地中間管理機構が借り受けることのできる農地の条件

- 市街化区域以外の農地であること
- 再生不能な遊休農地など、著しく利用困難な農地でないこと
- 耕作者の借り受け希望が見込まれる農地であること

農地の貸し借りの方法が変わります

農地を貸し借りする方法として、農業経営基盤強化促進法に基づく貸し借り（利用権設定による貸し借り）が、令和５年４月の法律の改正により、令和７年３月３１日をもって終了します。

これに伴い、令和７年４月１日以降は、❶「農地中間管理事業」による貸し借りか、❷「農地法」による貸し借りのいずれかの方法を活用していただくことになります。

ただし、「地域計画」※が策定（令和７年３月策定予定）されるか、もしくは令和７年３月３１日までは、利用権の新規設定・更新手続きともに可能です。

また、令和７年４月１日以降に終期を迎える利用権設定の貸し借りは、期間満了日まで有効となります。

※地域計画…10年後に誰がどのように農地を利用していくのかを地域の話し合いに基づき、本庄市がまとめる計画のことです。

本庄野菜を使ったお店を紹介します！

辻九　児玉店

国道 254 号沿いにある、手打ちそば･うどんのお店です。
安全・安心に努め、本庄野菜をはじめ、県内産の野菜・お米を生産者から直接仕入れています。
厳選した材料を使用し、のど越しのよい手打ちそば・うどんをはじめ、旬の野菜を使ったサラダや天ぷら・一品料理など、すべて手作りで提供しております。選べる麺定食もおすすめです。
また、ご予算に応じたコース料理も承ります。

取材：永尾路子 農業委員

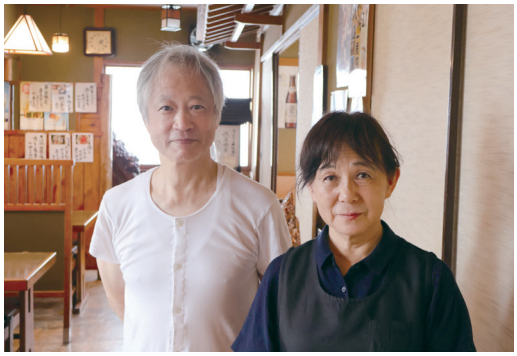

店主　吉田（よしだ） 正利（まさとし）さん、小夜子（さよこ）さんご夫妻

■住　　所：本庄市児玉町児玉 1139-1
■電話番号：０４９５－７２－５６６９
■営業時間：11時30分～15時
　　17時～20時
　　※月曜日は14時までの営業
■定 休 日：火曜日

ヒレカツ麺定食

管理栄養士監修　食から健康支え隊　本庄野菜のレシピ

本庄市保健センターで栄養面から市民の皆さまの健康を支える管理栄養士が本庄野菜を使ったレシピを紹介します。今回は「ブロッコリー」です。

しょうがたっぷり!!

ブロッコリーと豆腐の和風煮込み

タンパク源である豆腐との組み合わせで、主菜としての一品に！

(A) の調味液は甘めの味で、なすの揚げ浸し等にも使えます！

佐々木管理栄養士（左）、吉冨管理栄養士（右）

＜材料（２人分）＞

ブロッコリー		1/2株
木綿豆腐		150g
かに風味かまぼこ		２本
しょうが		大1かけ(約20g)
ごま油		大さじ１
(A)	水	100㎖
	和風顆粒だし	小さじ 1/2
	みりん	大さじ１
	砂糖	小さじ 1/2
	しょうゆ	大さじ１
(B)	片栗粉	小さじ１
	水	小さじ２程度

１人分の栄養価

エネルギー	173kcal
たんぱく質	8.5g
脂質	9.4g
塩分	1.8g

（成分表2020年版[八訂]による）

＜作り方＞

① ブロッコリーは小房に分け、茹でる（少し硬めになるように調整してください）。

② フライパンにごま油を入れて火にかけ、食べやすく切った豆腐を並べる。焼き色がついたらひっくり返す。

③ ②にブロッコリーと千切りしたしょうが、ほぐした かに風味かまぼこ、合わせた (A) を入れ、３分ほど煮る。

④ (B) の水溶き片栗粉でとろみをつけ、沸騰したら１分ほど煮立ててできあがり。

発行元　本庄市農業委員会広報広聴委員会
発行日　令和6年10月15日
0495-25-1179

農地パトロールを実施しました　～農地の適正管理をお願いします～

本庄市農業委員会では、遊休農地の調査や違反転用の発生防止などを目的として、７月から８月にかけて農地パトロールを実施しました。

雑草が繁茂している遊休農地は、病害虫の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄されたり、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。

農地を所有（管理）する方は、責任を持って草刈りなどの適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないようにしてください。

遊休農地とは

①過去１年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地
②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

※ご自身で耕作できない場合は、農業委員会で借り手や買い手をあっせんしますので、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局（市役所４階）にご相談ください。

本庄市有機100倍運動推進協議会

本庄市有機100倍運動推進協議会は、農業者団体、農家組合、ＪＡ、埼玉県、本庄市等で構成された団体です。安全・安心で高品質な農産物の産地を育成するため、環境にやさしい農業の推進及び本庄産農産物の普及の推進を目指して活動しています。

『環境にやさしい農業推進事業補助金』

◇対 象 者　市内在住の販売農家* 又は販売農家集団（農業法人含む）
＊販売農家…経営耕地面積が30a以上又は前年の農産物販売金額が50万円以上の農家
◇対象地域　本庄市内のほ場
◇補助条件　事業計画が明確であること
◇事業内容　・特性植物利用促進（ソルゴー、ヘアリーベッチ、エン麦購入費等）
・生分解性マルチフィルム利用促進
・防虫ネット利用促進
・有機ＪＡＳ認定取得促進（新規・継続）
◇申請期限　令和７年３月７日（金）厳守
※事業内容は一例です。詳しくは、本庄市役所農政課（☎0495-25-1177）へお問い合わせください。

農薬は適正に使用しましょう！

○農薬を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、他の作物への飛散に十分注意してください。
○農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者等に周知するとともに、風向きなどに十分注意し、事故防止に努めてください。
○誤飲などの事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理してください。使用するときは、飲食物の容器（ペットボトル等）を容器として用いないでください。
○農薬を廃棄するときは、専門業者に処理を委託するなど、各自責任を持って処分してください。

ふるさと納税返礼品の協力事業者を募集！

本庄市にふるさと納税をされた方への返礼品として、“本庄産農産物”を提供していただける事業者を募集しています。

ご興味のある方は、本庄市役所農政課（☎0495-25-1177）へご連絡ください。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

農業委員会広報広聴委員会

委員長	田端　講一
副委員長	細野　俊文
委　員	福島　正紹
〃	中野　和夫
〃	塩原圭一郎
〃	井上　栄二
〃	永尾　路子
〃	鈴木　良美
〃	根岸　正一
〃	木村　文子
〃	出牛　　康

収入保険

自然災害や価格低下、けがや病気で収穫ができない等により売上が減少した場合に、その減少の一部（最大９割）を補償する保険です。

加入要件　青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※詳細やお申込みの手続きは、下記へご連絡ください。
埼玉県農業共済組合 本庄支所
☎0495-21-0255

全国農業新聞を購読しませんか

農業経営と暮らしに役立つ週刊の農業総合専門紙です。
●発行日　月４回金曜日
●購読料　月700円（税込）
お申込みは農業委員会事務局へ

農業者年金に加入しましょう

次の３つの要件を満たす方は、どなたでも加入できます。
・国民年金第１号被保険者
・年間60日以上農業に従事
・20歳以上65歳未満
（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）
※詳しくは、最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。